

大宝自治連合会会則

第一章 名 称

第一条 本会は大宝自治連合会と称す

第二章 事 務 所

第二条 本会の事務所は会長宅に置く

第三章 目 的

第三条 本会は大宝地区内各町自治会並びに各種公益団体と連携協議を保ち連合活動の円滑なる運営を図ると共に社会福祉の増進と大宝連合の発展に寄与することを目的とする

第四章 構 成

第四条 本会は大宝連合各町自治会（各町日赤奉仕団を含む）並びに大宝連合を一団として組織する公益団体及び公人をもって構成する

第五章 事業部門

第五条 第三条の目的を達成するために必要な事業部門を置くことが出来る

第六章 役 員

第六条 本会に左の役員を置く

会 長 一名

副会長 三名以内

会 計 一名

監 事 二名

理 事 若干名

第七条 本会の役員は次の方法により選出する

理事は各町自治会より二名（日赤町団長を含む）

大宝連合社会福祉協議会代表 二名

〃 防犯協会代表 二名

〃 女性部代表 三名

〃 老人クラブ代表 二名

〃 青年部代表 二名

大宝文化会館代表 一名

司法保護司代表 一名

民生委員代表 一名

医師会又は薬剤師会代表 一名

PTA代表 一名

大宝自治連合地域内各商店街代表 一名

会長、副会長、会計、監事は理事会において選出する

第八条 会長は本会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。会計は経理事務一切を処理する。監事は経理一切を監査する。理事は理事会を組織し会務の重要事項を審議しその運営執行を促進する

第九条 役員の任期は二年とする。ただし再任を妨げない。また補佐による役員の任期は前任者の残存期間とする

第十条 本会は理事会の議を経て顧問、相談役を置くことができる

第七章 会 議

第十一条 本会の会議は次の通りとする

- 一、 幹部会
- 二、 理事会

を随時開催

第一二条 幹部会は会長、副会長、会計を以って構成し特に緊急を要する事項を審議する

第一三条 理事会は三分の一以上の出席を以って成立し会長が議長となる。出席理事の過半数の議決により決定し可否同数の場合は議長がこれを決定する

第八章 経 理

第一四条 本会の運営に要する経費は各町の分担拠出によるほか市の助成金並びに篤志家の寄付を以ってこれに充てる

第一五条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる

第九章 附 則

第一六条 本会の事務を処理するため事務職員を置くことができる。
その雇用及び給与に関しては幹部会の議を経て会長がこれを行う

補 足（H27年）

退職金に関して 満五年以上 給料の一ヵ月分

満十年以上 給料の二ヵ月分の退職金を支給する

第一七条 会議の議事は議事録に記載し必要に応じて出席役員中二名が署名捺印する

第一八条 本会則のほか必要なる細則は理事会においてこれを定める

第一九条 本会則の実施は平成一八年四月一日よりこれを施行する